# 令和3年度

定期監査(後期)結果報告書

令和4年2月

新宿区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、 令和3年度定期監査(後期)の結果に関する報告を決定したので、次のと おり提出する。

## 令和4年2月14日

 新宿区監査委員
 白
 井
 裕
 子

 同
 小
 池
 勇
 士

 同
 國
 井
 政
 利

 同
 井下田
 栄
 一

## 目 次

Ι	監	查	この利	重数	領	及	U	K E	]	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П	行	· 政	機	劉	•	学	杉	<u>ک</u> ائے	车																										
第	1	監	査の	概	要																														
	1	L	監査	の	対	象			•		•		•			•	•		•							•					•				1
	2	2	監査	の	日	程			•		•		•			•	•		•		•					•						•	•		1
	3	}	監査	の	実	施	内	容	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	1
	4	1	監査	の	主	な	着	眼	点	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	1
	5	5	監査	(D)	方	法	•		•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	2
第	2	監	査の	結	果																														
	1	L	今回	の	監	查	に	お	٧V	て	Γ	各	施	設	で	広	<	見	5	れ	た	IJ	ス	ク		と	L	た	事	項	•	•	•		2
	2	2	前回	の	監	査	に	お	٧V	て	改	善	を	要	望	し	た	事	項	0	改	善	状	況		•	•			•	•		•	•	3
第	3	ま	とめ	•		•	•		•	•	•		•	•		•	•		•		•	•			•	•	•				•	•	•		4
Ш	I	.事	F																																
第	1	監	査の	概	要																														
	1	L	監査	(D)	対	象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	2	2	監査	の	日	程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	3	監査	の	実	施	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	4	1	監査	の	主	な	着	眼	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5	5	監査	の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	2	監	査の	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	3	ま	とめ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
別	J	表	<u> </u>																																
ŗ	引表	₹ 1	行	政	機	関	•	学	校	等	^	0	監	查	委	員	に	ょ	る	質	問	日	程	• ;	項	目	•	•	•	•	•	•	•	•	7
ŗ	引表	₹2	行	政	機	関	•	学	校	等	^	0	事	務	局	職	員	に	ょ	る	書	面	監	査	日	程	•	•	•	•	•	•	•	•	7
,	引表	₹3	I	事	監	査	日	程	及	び	監	查	対	象	エ	事	(走	2]	二金	含	頁 5	500	)	jΡ	] [	L	_0	ΓC	_事	≰)	•	•	•	•	8
ŗ	引表	₹4	監	査	対	象.	工	事	(숙	合利	口 2	2 左	F.J	度し	こき	22糸	勺多	とす	更を	个	Ţ~	った	Ξ.Ι	_事	≨)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ç
資	:	彩	ŀ																																
	對伊	系法	規・	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•		•	•	•			•	•		1	(

## I 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営 に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その 運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

## Ⅱ 行政機関・学校等

#### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

弁天町・高田馬場第二・百人町の各保育園、柏木・おちごなかい・大木戸の各子ども園、高田馬場第二・薬王寺の各児童館、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸山・戸塚第二・落合第二・落合第五・柏木の各小学校、牛込第三・落合・西新宿・新宿の各中学校、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸塚第二の各幼稚園

#### 2 監査の日程

令和3年9月8日(水)から令和4年1月27日(木)まで

#### 3 監査の実施内容

令和3年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況の 法令への適合性、正確性、効率性、合理性について、監査を実施した。

また、監査の継続性と内部統制機能強化の観点から、前回(平成30年度)の 監査で改善を求めた事項の改善状況について、各施設からの報告に基づき確認 した。

#### 4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 収入及び支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。

- (4) 現金等の出納保管は適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は適正に行われているか。

#### 5 監査の方法

監査委員は、子ども家庭部及び教育委員会事務局から関係課長の出席を求め、 別表1のとおり質疑を行い、監査を実施した。

また、監査委員の命を受けた事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、各施設において自己チェックした公金等の管理状況を確認した。また、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、**別表2**のとおり監査を実施した。

#### 第2 監査の結果

前記第1「監査の概要」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、文書による指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、今回の監査において改善を要望した施設の割合が高く、これまでの監査においても改善を求めてきた事項の改善状況から、今後も継続して改善が必要な事項を「各施設で広く見られたリスク」としたので、意見を付して述べる。

また、前回(平成30年度)の監査において改善を要望した事項は、以下2のとおり、おおむね改善されていた。

#### 1 今回の監査において「各施設で広く見られたリスク」とした事項

(1) 支出負担行為手続の誤りについて

支出負担行為手続の誤りについては、昨年度も「各施設で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査においては、支出負担行為を見積書徴取前に行ったものや、見 積書が確認できないもの、見積書と契約した単価・数量等が異なるもの、電子 添付した見積書の原本確認がされていないもの等、見積書の確認が十分でな いものが多く見られた。また、新聞等の継続購読について支出負担行為手続 がされていなかったもの、仕様書の記載が不十分なものなどを含めると、監査対象施設の6割で支出負担行為手続に不備が見られた。

支出負担行為は予算執行の第一段階であり、区の債務が確定するものであるから、この段階で法令又は予算に基づく債務の負担であるか等の十分な確認が必要である。また、見積書は金額等の算定根拠となるため、その徴取や取扱いにあたっては、適正な事務処理を行うよう努められたい。

#### (2) 随意契約における競争性の確保について

随意契約における競争性の確保についても、昨年度、「各施設で広く見られ たリスク」とした事項である。

物品の購入において、複数の施設でごく短期間に同種の随意契約を別々に締結していた事例があり、いずれも単数見積により契約を締結していたが、合算すると、複数の見積書を徴取し見積競争を行うべき金額であった。また、見積競争により購入が可能な物品を、特定の者でなければ納入することのできない物品として特命随意契約で購入していた事例も見られ、監査対象施設の3割で、随意契約における競争性の確保の面について課題が見られた。

随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外であり、この規定の適用にあたっては、公平性、経済性、透明性の確保に留意し、安易に随意契約とすることのないよう、契約事務規則に基づく適正な事務処理に努められたい。また、物品の購入においては、やむを得ないものを除き計画的かつ効率的に行われたい。

#### 2 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

前回(平成30年度)の監査で改善を要望した事項の改善状況について、監査 対象施設からの報告を確認したところ、8割以上が改善されていた。

#### 第3 まとめ

#### 総括意見 「内部統制機能強化によるリスク管理の徹底について」

定期監査(後期)の対象は、子ども家庭部及び教育委員会事務局が所管する保 育園や学校などの施設である。

監査委員による監査は、各部局の内部統制の強化を図るため、平成30年度から、施設を総合的に統括する各部局の所管課長に対して質疑を行っている。

今回の監査では、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払の時期を超えたものはなく、「支払の遅れ」など改善した項目もある一方で、各施設で広く見られたリスクとした「支出負担行為手続の誤り」「随意契約における競争性の確保」については、昨年度も改善を要望した項目である。こうした「契約事務」については、毎年度繰り返し改善を要望しているが、依然としてリスクが見られる状況にある。

定期監査(後期)の対象施設は、本庁職場に比べて少人数で、事務処理件数も 少ないため、知識や技術の継承が課題であることは昨年度も指摘した。

各部局において、内部統制を強化する取組として、マニュアルの作成や研修の実施、日常的な支援などを行っていることは評価しているが、繰り返し同様の事例が見られる状況をみるとまだ十分とは言えず、粘り強く継続的な支援が必要である。少人数職場を多く抱える所管課においては、良い取組事例があれば情報共有するなど、管理監督者の創意工夫のもと、さらなる能力向上に向けて取り組まれることを期待する。

今回の監査結果については、監査対象施設だけではなくすべての部署で共有 し、リスクを分析することによって同様の事例が起こらないようにするととも に、引き続きチェック機能などの内部統制の強化やリスク管理の徹底に取り組 み、より一層適正な事務処理の執行に努められたい。

## Ⅲ 工事

#### 第1 監査の概要

## 1 監査の対象

総務部施設課、みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課、 都市計画部防災都市づくり課

#### 2 監査の日程

令和3年9月8日(水)から令和4年1月27日(木)まで

#### 3 監査の実施内容

- (1) 監査実施日現在、令和3年度実施の工事における施工中及び工事が完了した 起工金額500万円以上の工事のうち、**別表3**の工事を対象として監査を実施し た。
- (2) 令和2年度に契約変更を行った工事(契約金額に変更のなかったものも含む) のうち、別表4の工事を対象として監査を実施した。

実施件数の内訳は、次表のとおりである。

工事監査実施件数

	500 万円以上の工事	契約変更工事
総 務 部	6	7
みどり土木部	2	4
都市計画部	0	1
合 計	8	12

#### 4 監査の主な着眼点

- (1) 事業計画や工事の施工計画が適正に行われているか。
- (2) 工事の設計(変更を含む) は適正に行われているか。
- (3) 工事の積算は適正に行われているか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 工事は適正に施工されているか。

#### 5 監査の方法

監査委員は、総務部及びみどり土木部から関係課長の出席を求め、**別表3**の実 地監査対象工事について質疑を行い、監査を実施した。

監査委員の命を受けた事務局職員は、起工、契約及び施工に係る関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策等について確認した。なお、実地監査においては、現場と関係書類を照合し、施工状況を確認した。

#### 第2 監査の結果

前記第1「監査の概要」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、合理的であるかについて検証した結果、文書による指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

#### 第3 まとめ

今回監査した工事については、昨年度問題となった事例で挙げた設計変更において契約書に基づく通知の漏れはなく、変更手続は適正に実施されていた。

ただし、次のような課題も見られた。

請負者から提出された書類について、施工体制台帳が改正前の様式であるものや、台帳の記載内容に誤りや漏れが多く見られた。写真帳においても、記載内容に誤りや漏れが見られた。

また、施工中の現場において、資格者が常時携帯すべき腕章等の不携帯や設置 すべき標識の一部が掲示されていないものや、外壁足場の落下防止措置を講じて いるものの、さらなる安全確保が望ましいものが確認された。

なお、施工体制台帳や写真帳の記載誤りや漏れ、腕章等の不携帯や標識の未掲示は、昨年度の監査においても改善を要望したものである。

区は、提出された資料を十分確認するとともに、安全対策に十分配慮するよう、 適切に指導・監督を行われたい。

別表 1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実 施 月 日	質問項目
12月16日(木)	<ul><li>・契約事務について</li><li>・支払事務について</li><li>・服務について</li><li>・内部統制に関する取組の現状と課題について</li></ul>

<sup>※</sup>質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による書面監査日程

	実 施 月 日	施	設 名
I 期	11月 1日 (月)	弁天町保育園 高田馬場第二保育園 高田馬場第二児童館	市谷小学校・幼稚園 鶴巻小学校・幼稚園 四谷第六小学校・幼稚園 牛込第三中学校 落合中学校
期	11月 9日 (火) ( 11月15日 (月)	百人町保育園 柏木子ども園 おちごなかい子ども園	花園小学校・幼稚園 戸山小学校 戸塚第二小学校・幼稚園 西新宿中学校
期	11月16日(火) 〈 11月22日(月)	大木戸子ども園 薬王寺児童館	落合第二小学校 落合第五小学校 柏木小学校 新宿中学校

## 別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)

実 施 月 日		実施内容及び監査対象工事								
9月30日(木) 10月 1日(金) 10月 4日(月)	事剂	事務局職員による監査対象工事8件の概要聴取								
10月18日(月)	所領	管課による工事概要説明及び監査委員による質問								
		新宿区四谷特別出張所等区民施設特定天井等改修その他工事 ※ (総務部施設課)								
		契約金額 436,480,000 円								
		新宿区四谷特別出張所等区民施設特定天井等改修その他に伴う電気設備工事 (総務部施設課)								
10月21日(木)		契約金額 136,378,000 円								
10/121 [ (/(/)		新宿区四谷特別出張所等区民施設昇降機設備改修工事 ※ (総務部施設課)								
	実	契約金額 265,430,000 円								
	地	おとめ山公園急傾斜地安全化対策工事 ※ (みどり土木部みどり公園課)								
	10	契約金額 23,072,500 円								
	監	新宿区立防災センター外壁改修その他工事 (総務部施設課)								
		契約金額 115,830,000 円								
	查	新宿区立落合第六小学校外壁改修及び普通教室設置その他工事 (総務部施設課)								
10月21日(木) 10月22日(金)		契約金額 143,330,000 円								
10月26日(火)		新宿区立大久保スポーツプラザ庭球場照明設備改修工事 (総務部施設課)								
		契約金額 23,100,000 円								
		遮熱性舗装工事(その2) (みどり土木部道路課)								
		契約金額 67,008,700 円								

## ※ 監査委員による実地監査

## (注) 契約金額は監査実施日現在の金額

## 別表4 監査対象工事(令和2年度に契約変更を行った工事)

件名	変 更 内 容
新宿区立早稲田小学校擁壁改修その他工事 (総務部施設課)	工期の変更 契約金額の変更(増額) 変更前 123,200,000 円 変更後 129,371,000 円
新宿区落合第一特別出張所等区民施設屋上防水改修	契約金額の変更(増額)
その他工事 (総務部施設課)	変更前 44,770,000 円 変更後 45,082,400 円
新宿区立新宿西口地下第1公衆便所改修工事	契約金額の変更(増額)
(総務部施設課)	変更前 61,419,600 円 変更後 61,811,200 円
新宿区立女神湖高原学園区民宿泊棟等屋根改修	契約金額の変更(増額)
その他工事 (総務部施設課)	変更前 67,320,000 円 変更後 70,397,800 円
新宿区立女神湖高原学園冷暖房設備等改修工事	契約金額の変更(増額)
(総務部施設課)	変更前 69,190,000 円 変更後 69,967,700 円
新宿区立落合第二小学校外壁改修その他電気設備工事	契約金額の変更(増額)
(総務部施設課)	変更前 19,677,900 円 変更後 19,702,100 円
新宿区柏木特別出張所等区民施設2階3階空調換気設備改修その他工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 169,983,000 円 変更後 177,749,000 円
職安通り交差点改良に伴う土質改良工事	工期の変更(契約金額の変更なし)
(みどり土木部道路課)	契約金額 9,020,000 円
道路改良工事(小滝橋通り第Ⅱ期)	契約金額の変更(減額)
(みどり土木部道路課)	変更前 76,527,000 円 変更後 74,877,000 円
新宿中央公園(眺望のもり等)整備工事	契約金額の変更(減額)
(みどり土木部みどり公園課)	変更前 177,100,000 円 変更後 176,055,000 円
新宿区立落合中央公園庭球場等改修工事	契約金額の変更(増額)
(みどり土木部みどり公園課)	変更前 78,100,000 円 変更後 88,035,200 円
若葉地区地区内主要道路1号整備工事	工事仕様等の変更(契約金額の変更なし)
(都市計画部防災都市づくり課)	契約金額 19,411,700 円

<sup>※</sup>契約金額変更の主な事由 施工段階の現場調査の結果に伴う仕様変更

※工事仕様等変更(契約金額の変更なし)の主な事由 施工段階の現場状況による仕様の見直しや数量の精査等

#### 資料 関係法規

#### 新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第15号)から抜粋

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

- 第39条 政令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予 定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 工事又は製造の請負 130万円
  - (2) 財産の買入れ 80万円
  - (3) 物件の借入れ 40万円
  - (4) 財産の売払い 30万円
  - (5) 物件の貸付け 30万円
  - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

#### (見積書の徴取)

- 第40条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権 者は、1人から見積書を徴する方法(単数見積)によることができる。
  - (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
  - (2) 工事又は製造 (印刷を含む。) の請負契約 (前号に該当するものを除く。)で、1件 の予定価格が30万円未満のもの
  - (3) 前号以外の契約(第1号に該当するものを除く。)で、1件の予定価格が10万円未満のもの

#### 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)から抜粋

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期(※対価の支払の時期)は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

印刷物作成番号2021-4-5101

令和3年度

定期監査(後期)結果報告書

令和4年2月 発行 新宿区監查事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1 電話(03)5273-4579 (ダイヤルイン) FAX(03)5273-3539

この印刷物は、業者委託により390部印刷製本しています。その経費として、1部当たり132円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。 本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。